

# 実践的アドバイス

～提案募集の実務と提案作成のポイント～



内閣府 地方分権改革推進室



# ＜実践的アドバイス＞提案募集の実務

提案募集方式を活用するにあたり、

- ・ **提案団体による作業**
- ・ **提案団体と内閣府のやり取り**

が発生する主な**時期**と**内容**は次のとおり。



2月2日～3月27日 ①事前相談

2月2日～4月21日 ②本提案の提出（首長決裁が必要）

※事前相談を行わずに提出することも可能ですが、提案内容の充実のため事前相談をお願いします。

6月中旬～7月中旬 ③関係府省庁からの第1次回答に対する提案団体の見解を提出

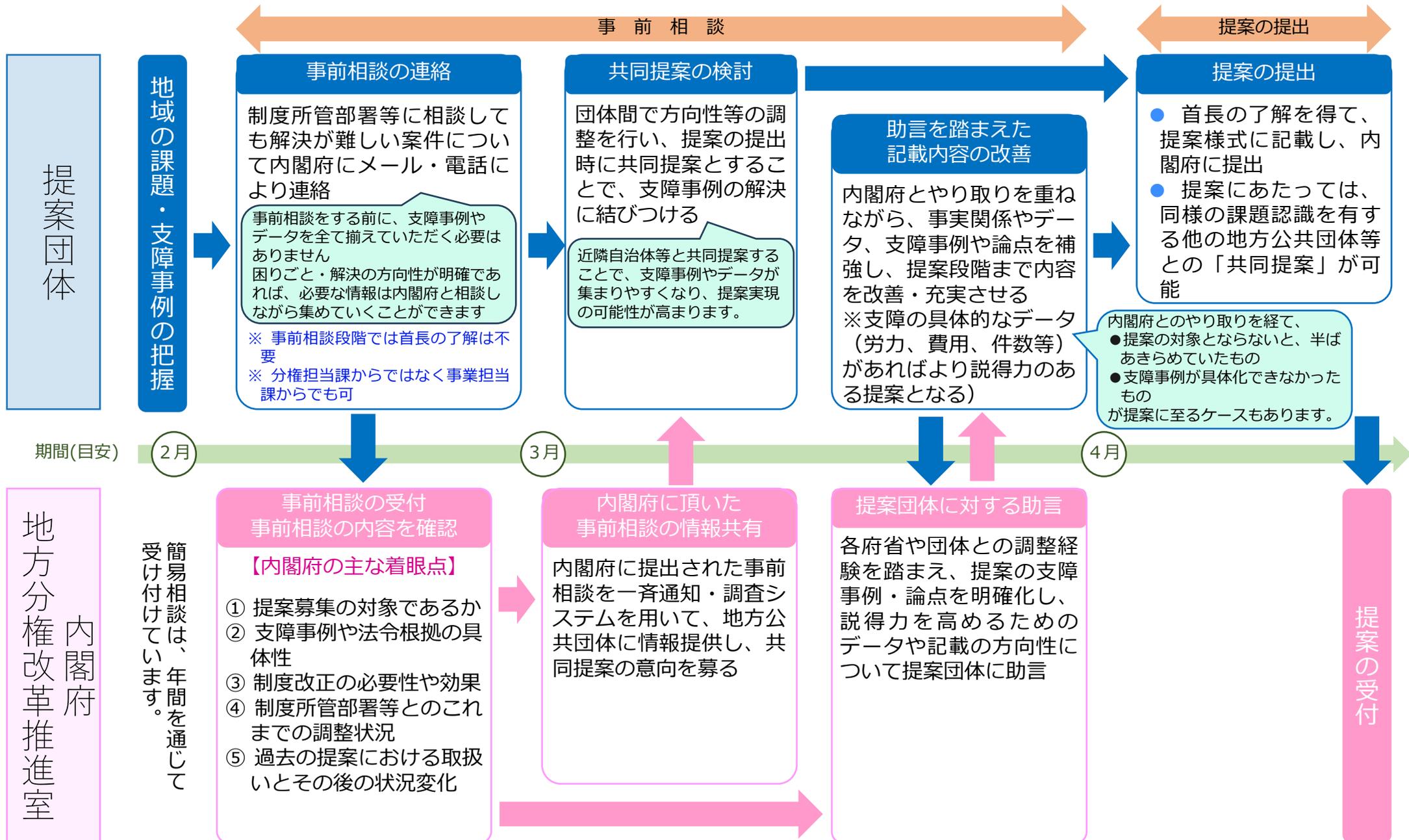
※ 時期は「令和8年 地方分権改革に関する提案募集要項」に基づいた令和8年のスケジュールとなっております。

※ 要項の内容は、例年1月下旬～2月上旬に開催される地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議において審議の上、決定されます。

※ 上記以外にも、必要に応じて支障事例の深掘りや勉強のため内閣府からご連絡を差し上げる場合がございます。

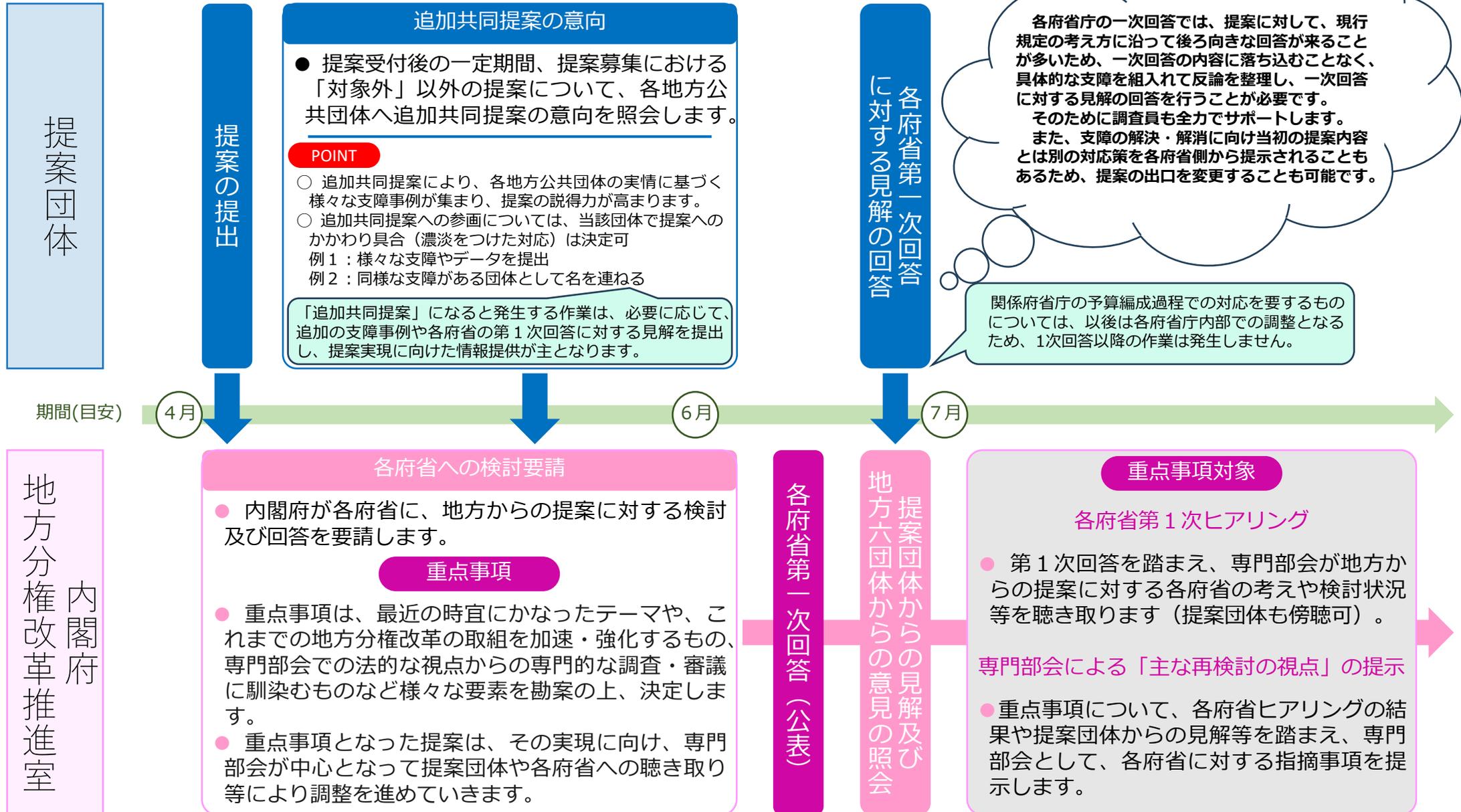
# 提案までの流れ（役割分担） ※令和8年予定

提案団体が地方分権改革に関する提案を行う前に、内閣府に事前相談を可能な限り行ってください。



# 提案提出から実現までの流れ①（役割分担）

地方から受け付けた提案は、各府省への検討・回答要請を行うとともに、重点事項となった提案については、地方分権改革有識者会議及び専門部会に諮られ、提案の実現に向けて提案団体や各府省との調整が重ねられます。



# 提案提出から実現までの流れ②（役割分担）

最終的な調整結果を踏まえ、年末には「地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、これを受けて、一括法の制定その他個別法の改正や政省令改正、通知発出等の取組が各府省において進められます。

